



豊 監 第 11 号  
平成 21(2009)年 2 月 26 日

代表請求者

本田 清春 様

豊郷町監査委員 藤田 良祐  
同 西澤 清正



豊郷町職員措置請求書について (通知)

平成 21 年 1 月 5 日付けで請求のありました豊郷町職員措置請求につきまして、下記のとおり地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 242 条第 4 項の規定により監査した結果を次のとおり通知します。

職員措置請求書に係る監査結果

第 1 監査の請求

1 請求人

滋賀県犬上郡豊郷町大字安食南 1 3 0 番地	本田 清春
滋賀県犬上郡豊郷町大字 沢 8 5 番地 6	竹内 秀典
滋賀県犬上郡豊郷町大字下枝 6 5 番地	高橋 直子

2 請求のあった日

平成 21 年 1 月 5 日

第 2 請求の要旨

1 請求人の主張要旨

(1) 主張事実

伊藤定勉豊郷町長と「まちづくりプロジェクト委員会」事務局職員(以下、「まちづくり事務局」と記す)は、「豊郷小学校旧校舎群」の耐震補強と大規模改修工事において、正確な情報をまちづくりプロジェクト委員会および豊郷町議会に報告しないまま、平成 20 年 10 月 9 日に入札を行い、(株)奥田工務店が 5 億 3,865 万円で落札した。(株)奥田工務店は 10 月 16 日から工事に着手し、現在も続行している。

このまま工事が続行されるならば、不必要な耐震壁設置の工事費

2,000万円が支出されるとともに、「豊郷小学校旧校舎群」の歴史的・文化的建造物としての価値が損なわれ、町民はお金に換算できないほどの甚大な被害を被ることになる。

## (2) 措置請求

(1)の主張事実から、

①現行の工事を速やかに中止して、それによる公金支出を差し止めること。

②1階廊下部分の耐震壁の設置を取りやめ、工事費約2,000万円を減額すること。

③不正確な耐震診断を行った㈱一粒社ヴォーリズ建築事務所に対して、その耐震調査費用2,100万円の返還を求めること。

## 第3 請求の受理

本請求については、平成21年1月19日受理を決定した。

## 第4 監査の実施

### 1 請求人の証拠の提出および陳述

法第242条第6項の規定により、平成21年2月5日、請求人に対して証拠の提出および陳述の機会を設けた。

この際、請求人から㈱一粒社ヴォーリズ建築事務所の行った耐震診断調査のうちコンクリート強度を改ざんしている。また、同建築事務所の行った耐震診断報告は適正な判断がされていないので費用の返還を求める。改修については賛成であるが、コンクリート耐震壁の設置は違法で問題がある。入札においても疑惑があり官製談合の疑いがある。などについて陳述があった。

当日の追加資料として、石綿障害予防規則の抜粋および建築基準法・建築士法の抜粋が提出された。

### 2 監査対象事項

請求書の記載事項および請求人の陳述内容を勘案し、監査対象事項を次のとおりとした。

(1)請求人の主張する事実はあるか。

(2)請求人の主張する事実があるとすれば、それは違法もしくは不当な公金の支出となるか。

### 3 監査対象課

豊郷町長、総務企画課を監査し、資料の提出を求めるとともに事情聴取を行った。

#### 4. 関係人調査

法第199条第8項の規定に基づき、平成21年1月28日に(株)一粒社ヴォーリズ建築設計事務所石若義男氏から聴き取り調査を行った。

#### 第5 監査の結果

本件請求についての監査結果は、合議により次のように決定した。

##### 1 事実

調査の結果、次の事実が認められた。

###### (1) 事実確認

ア、耐震診断業務について

請求者らは、新「耐震診断業務」を入札にかけることなく、(株)一粒社ヴォーリズ建築事務所と契約を交わしたとしている。

平成19年4月22日に現町長が当選した後、町は、滋賀県建築物耐震診断検査委員会及び国の検査機関（財団法人日本建築総合試験所）に対し、「豊郷小学校の歴史と未来を考える会（以下、「考える会」と記す。）」作成にかかる「耐震診断報告書」によって、小学校の耐震調査を公正に実施できるか否かを打診したところ、いずれの機関も、「裁判の係争物件に関する検査は取り扱わない。」旨の電話回答がなされた。

そのため、県内の他の建築設計業者に対し、耐震調査を行えるか否かを打診したが、業者は「豊郷小学校関係の事項は、争いに巻き込まれる恐れがあるから受けない。」旨の意向を示したうえで、「原設計者であるヴォーリズ建築事務所に依頼してはどうか。」と進言してきた。

その後、「考える会」から町長との面談申し出があったため、平成19年6月5日午後4時、役場委員会室において本田代表、竹内氏と町長、担当課職員が面談した。

この場において、町長は本田代表、竹内氏に対し、上記経過を説明した上で、「考える会」作成にかかる「耐震診断報告書」を使用できないこと及び耐震診断をヴォーリズ建築事務所に実施する予定であることを告げた。

さらに、同年6月19日付議会全員協議会においても、町長は、耐震診断の実施をめぐる前記経過を説明し、ヴォーリズ建築事務所に実施を打診する予定であることを明らかにした。

かかる経過を経て、同年9月6日開催の9月議会において2,200万円の

「耐震診断業務委託料」の補正予算が可決され、同年10月4日「豊郷小学校旧校舎群耐震診断・耐震補強計画策定業務」の委託業務を地方自治法第234条第1項および同法施行令第167条の2第1項第2号および第6号でもって随意契約で締結したものである。

なお、ヴォーリス建築事務所の、耐震診断の方法と補強方法は、国の指針等に沿って下記の規準でもって行っていると認められた。

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（財団法人 日本建築防災協会発行、2001年改訂版）

「建築物の耐震診断および耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（平成18年1月25日国土交通省告示第184号）

「公立学校に係る大規模地震関連法令および地震防災対策関係法令の運用細目」（昭和55年7月23日文官助第217号文部大臣裁定）（平成8年3月22日文教施第60号 文教施第185号一部改定）

「学校施設の耐震補強マニュアル RC造校舎編」（文部科学省 2003年改訂版）

#### イ、まちづくりプロジェクト委員会について

町当局は、まちづくりプロジェクト委員会を設置するため、平成19年12月18日付けで各種団体に対し委員の推薦依頼を行っている。その中には、「考える会」も含まれており同年12月25日付けで本田代表より藤田佳子氏を推薦する推薦書が提出され、町は平成20年1月4日付けで委嘱している。このときの委嘱委員は11名で県文化財保護課より1名が事務局員として委嘱されている。

委員会は答申までに4回開会されており、藤田氏においては皆出席であった。

#### ウ、豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事設計について

請求者らは、標題の件について、正確な情報をまちづくりプロジェクト委員会および豊郷町議会に報告しないまま、平成20年10月9日に入札を行い(株)奥田工務店が5億3,865万円で落札したとしている。

監査委員として、以下の事実を認定した。

同年3月6日の3月定例会において豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事設計委託料を計上した予算案が可決された。

同年4月15日に議会全員協議会において耐震診断結果報告を行っている。

同年5月16日には、まちづくりプロジェクト委員会が「豊郷町都市再生整備計画に関する調査、研究について」答申を行った。この答申中には、「耐

震診断の結果、校舎棟については耐震壁等を増設することによってIs値が0.7（構造耐震指標値）を超える結果が得られる。また、利活用の方向では①建築当時の間取りや意匠を極力変えないよう留意する。②ブレースを使わない耐震方法で補強する。」等の記載がある。

同年6月20日 豊郷小学校旧校舎群耐震補強・大規模改修実施設計・監理業務の指名競争入札を7社により行い、㈱一粒社ヴォーリズ建築設計が890万円で落札。（契約額934万5,000円）

同年9月5日の、議会全員協議会において工事概要について説明を行っている。

同年9月10日の9月定例会において、豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事の工事請負費6億5000万円が既存建造物活用事業として補正予算で計上され3名の議員が質疑を行うと共に全員賛成で可決されている。

同年10月9日には同工事の指名競争入札が25社指名で実施され、㈱奥田工務店が5億1,300万円で落札。（契約額5億3,865万円）

同年10月16日の臨時議会において、豊郷小学校旧校舎群耐震補強および大規模改修工事請負契約の議決が地方自治法第96条第1項第5号の規定により全員賛成で可決されている。

## （2）請求理由の検証。

ア、請求者らは、理由第1において、耐震診断報告書において設計者の捺印が無く、建築士法第20条に違反しているとしているが、同法第20条は設計を行った場合の規定であり、本件の場合には適用がない。

耐震診断報告書には社印が押印されている。

次に、請求者らは、「考える会」の「耐震診断報告書」に基づいて改修作業に入ることを提案したとしているが、2003年8月25日付けの「考える会」発行の「豊郷小学校は歴史的・文化的な価値ある遺産」書を添付するにとどまり、いかなる場で提案がなされ、了解が得られたのか得られなかったのか等については述べられてはいない。

また、平成15年8月に大津地裁に本「耐震診断報告書」を提出したとされているが、平成15年12月22日の判決文における判断においては「耐震診断報告書」のことについては触れていない。

以上のことから、監査委員としては「考える会」の「耐震診断報告書」が社会的に認知されたものか否かについての判断は行わない。

イ、理由第2においては、第3者機関による耐震診断の判定については、

委託者（今回は町、(以下同じ)）が必要とするのか否かで決めるものであり、今回は必要なしと認めたものである。

次に、耐震補強が必要な場合においては、委託者と設計士（設計事務所）がいかなる補強方法で行うかについて協議したうえで、その補強方法が適正か否かについて、第3者機関が審査するものとされている。

今回、委託者は耐震壁の方法で行うと協議決定しており、問題なしと考えるべきである。

次に、コンクリート強度については、15本の試験体を採取し、(財)日本建築総合試験所において、JIS A 1107 に準じてコンクリート強度試験を実施された結果において最小値は、13.8N/mm<sup>2</sup>であったことから、推定強度の13.5 N/mm<sup>2</sup>の診断は正しいと思われる。

ウ、理由第5において、「設計者捺印の無い設計図面を正としてなされた指名競争入札は無効であり、その工事契約は無効である」としている。

現在の設計図面の作成はコンピューター作成が主であり、また、入札時における設計図面の各社配布の方法はCDまたはDVDで行っているのが実状である。このことから、捺印が無いことで設計図面が正しくないとは一概には言えず、工事契約の無効とは考えられない。

エ、理由第6において、用途変更があるにも関わらず工事に着手したのは建築基準法第6条違反であるとしている。

建築基準法では、用途変更を行うには法第87条の規定により法第6条の規定が適用され、確認申請は必要となり確認済証の交付を受けなければならないとされている。

今回の耐震補強工事と老朽部分の修繕工事については、建物全体の過半を越えない工事であり、大規模な工事に該当しないとされ、確認申請は不要とされる。

用途変更を含む事前打合せは平成20年7月10日に県庁建築課で行っており、事前審査については10月8日に提出、本申請は12月26日に消防署に提出し、翌年1月27日に確認済証の交付を受けていることが判明した。以上のことから、工事着手段階においては、耐震補強工事と老朽部分の修繕工事が大部分であり、建築基準法第6条の「大規模な修繕もしくは大規模な模様替え」に違反するとは思われない。

オ、理由第7において、建物の解体撤去に関して「アスベスト含有建材の処理」について、法律違反があるとしている。

このことについて、町は平成 17 年 10 月 11 日に校舎群等のアスベスト調査を行っており、アスベストの使用については認められなかった、の報告を受けている。

今回、アスベスト含有資材として、外部物置の小波スレート屋根材があり、解体工事において専門職による解体および処理を行うことを入札予定者へ質疑応答書にて回答されている。また、内部天井材に石綿等が使用されている保温材「テックス」には、建設当時（昭和 12 年頃）には石綿の仕様が無く、サンプルを公共試験場において分析調査した結果、石綿は使用されていないとことが判明した。

以上のことから、法律違反があるとは認められない。

## 2 判 断

請求人の主張、総務企画課の説明および関係人調査から事実関係の確認、検証に基づき、次のとおり判断する。

ア、法第 242 条第 1 項に規定する住民監査請求は、普通地方公共団体の執行機関または職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、契約の締結等財務会計上の行為があると認められるとき、または当該行為がなされることが相当な確実さをもって予想される場合、当該行為の防止・是正を図るために、当該団体の住民に対し監査および必要な措置を講じるべきことについて請求することを認めたものである。

そして、法が「事実を証する書面」を添えることを要求しているのは、「事実に基づかない単なる推測や主観だけで監査を求めることの弊害を防止することにある」（昭和 44 年 12 月 22 日名古屋高裁金沢支部判決）と解されている。

事実関係に照らして違法であることの客観的根拠が具体的に摘示される必要があり、またその事実を証する書面の添付が必要である。

本件請求をみると、請求人らは、耐震壁設置の工事を行うと「豊郷小学校旧校舎郡」の歴史的・文化的建造物としての価値が損なわれ、町民はお金に換算できないほどの甚大な損害を被ると主張している。

ところが、事実証明書として添付された資料は、入札調書と平成 19 年度豊郷町歳入歳出決算書、提案書・要望書・傍聴者の作成した委員会記録のみであり、事実関係に照らして違法であることの客観的根拠を示すものではない。

イ、監査委員が認定した「第 5 監査の結果 1 事実」によれば、違法もしくは不当な公金の支出等の行為が存在したと認めることはできない。

こうしてみると、請求人らの主張は事実を証する書面の添付がなく、客観的事実に基づかない推測や主観により監査請求を求めていると言わざるを得ない。

よって、本件請求は、法第 242 条第 4 項の規定により、請求に理由がないと認められるので棄却する。